

四日市市告示第200号

四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱（平成12年四日市市告示第114号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 おむつの支給対象者は、本市に住所を有し在宅にて生活する者であつて、<u>以下の要件を全て満たす者とする。</u>ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を<u>受給</u>している者を除く。</p> <p>(1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3より重度と判定されていること。</u></p> <p>(2) <u>市民税が非課税であること。</u></p> <p>(3) <u>ねたきり高齢者等で、常時おむつ等が必要であると認められること。</u></p> <p>(支給の額等)</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 おむつの支給対象者は、本市に住所を有し在宅にて生活する者で、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3より重度と判定されたねたきり高齢者等で、常時おむつが必要であると認められる者とする。</u>ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を<u>受</u>けている者を除く。</p> <p>(支給の額等)</p>

第3条 支給の額は、1月当たりのおむつの購入にかかる費用が上限額を超える場合は上限額とし、それ以下のものはその実額とする。なお、上限額については、支給対象者の属する世帯が市民税非課税の場合は6,500円、支給対象者の属する世帯が市民税課税の場合は5,000円とする。

2 支給方法は、金額相当の四日市市おむつ等引換券（以下「引換券」という。）によるものとする。

3 引換券の支給は500円毎とし、500円に満たない端数については、支給の対象としない。

（おむつの引き換え等）

第5条 前条第2項の規定により、引換券の交付を受けたねたきり高齢者等又は介護者は、引換券の取扱店において引き換えができる範囲内で、希望する紙おむつ、リハビリパンツ、布おむつ、尿取りパッド、お尻ふき、介護用手袋及び介護用防水シート並びにこれらの配送にかかる費用と引き換えるものとする。

（支給の一時停止）

第6条 市長は、おむつの支給を受けているねたきり高齢者等が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該ねたきり高齢者等に対するおむつの支給を一時停止するものとする。

第3条 支給の額は、1月当たりのおむつの購入又は借りにかかる費用が6,500円を超える場合は6,500円とし、それ以下のものはその実額とする。

2 支給方法は、金額相当のおむつ引換券によるものとする。

（おむつの引き換え等）

第5条 前条第2項の規定により、引換券の交付を受けたねたきり高齢者等又は介護者は、引換券の取扱店において引き換えができる範囲内で、希望するおむつと引き換えるものとする。

（支給の一時停止）

第6条 市長は、おむつの支給を受けているねたきり高齢者等が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該ねたきり高齢者等に対するおむつの支給を一時停止するものとする。

- (1) (略)
- (2) 介護老人保健施設若しくは介護医療院へ入所又は介護療養型医療施設へ入院したとき。
- (3) (略)

2 (略)

3 第1項の規定により、引換券の支給を一時停止されている対象者が、同項各号のいずれにも該当しなくなった後に、引換券の支給再開を希望する場合は、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定により申し出た月の翌月から引換券の交付を再開するものとする。

(支給対象からの除外)

第7条 市長は、おむつの支給を受けているねたきり高齢者等が、次の各号のいずれかに該当したときは、第2条に規定する支給対象から除くものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

- (1) (略)
- (2) 介護老人保健施設へ入所又は介護療養型医療施設へ入院したとき。
- (3) (略)

2 (略)

(支給対象からの除外)

第7条 市長は、おむつの支給を受けているねたきり高齢者等が、次の各号のいずれかに該当したときは、第2条に規定する支給対象から除くものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 高齢者が複数かつ専用で居住する形態の住居・施設に入居・入所したとき。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市高齢者おむつ等支援申請書

四日市市長

四日市市おむつ等引換券の支給を次のとおり申請します。

					年	月	日
申請者	氏名				対象者との続柄		
	住所				電話		
対象者	フリガナ				男・女	生年月日	明大昭 年 月 日 (歳)
	氏名						
	住所	四日市市			電話		
居住の状況		単身生活・同居の家族等あり					
おむつ等にかかる費用		現在、1月あたり平均_____円程度					

この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する対象者に関する個人情報（住民基本台帳、税情報、要介護認定情報、生活保護受給情報）を利用することに同意します。

対象者名 _____

(対象者の自筆もしくは記名押印が必要です)

以下、調査員記入欄（ケアマネジャー又は在介職員等）

◎上記対象者は、排尿または排便時に介助や見守りを要し、常時おむつ等を使用している者であって、四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱第6条、第7条各号のいずれにも該当しないことを証明します。

年 月 日

所属 _____

氏名 _____

(調査員の自筆もしくは記名押印が必要です)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱の規定は、施行日以後になされた支給決定に係る引換券の支給の額等について適用し、同日前になされた支給決定に係る引換券の支給の額等については、なお従前の例による。

(健康福祉部高齢福祉課)